



2022年5月17日

各位

会社名 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
 代表者 取締役社長 荒木 直也
 (コード番号：8242 東証プライム)
 問い合わせ先 広報グループ長 井上 純子
 (TEL 06-6367-3181)

定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の定款変更について、2022年6月22日開催予定の第103期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社グループの事業の多様化に対応するため事業目的の追加・整理を行います。また、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

定款変更案及び現行定款は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 第1章 総則 (条文の記載省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理</p> <p>1. ～14. (条文の記載省略)</p> <p>15. 都市計画・地域開発・商業施設開発および商業施設の警備計画に関する調査・企画・設計およびコンサルティング業</p> <p>16. ～20. (条文の記載省略)</p> <p>21. 情報処理システムのソフトウェア企画・開発設計および販売業</p> <p>22. (条文の記載省略)</p>	<p>第1条 第1章 総則 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理</p> <p>1. ～14. (現行どおり)</p> <p>15. 都市計画・地域開発、<u>商業施設・公共施設等の開発</u>に関する調査・企画・設計および維持管理・運営ならびに<u>それらの</u>コンサルティング業</p> <p>16. ～20. (現行どおり)</p> <p>21. <u>情報システムの</u>賃貸、企画・開発設計および販売業</p> <p>22. (現行どおり)</p>

<p>23. 工業所有権・著作権等無体財産権の使用許諾・譲渡および仲介業</p> <p>24. ～29. (条文の記載省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>30. 前各号に附随または関連する一切の業務</p> <p>(2) 情報システムの賃貸借および情報処理サービス業</p> <p>(3) 工業所有権・著作権等無体財産権の維持・管理、使用許諾・譲渡および仲介業</p> <p>(4) 不動産の管理、賃貸借および仲介業</p> <p>(5) 保育サービス業</p> <p>(6) 前各項の事業に付随または関連する一切の事業その他前各項の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。</p>	<p>23. 工業所有権・著作権等無体財産権の維持・管理、使用許諾・譲渡および仲介業</p> <p>24. ～29. (現行どおり)</p> <p>30. 保育サービス業</p> <p>31. 前払式支払手段の発行、電子決済システムの提供および加盟店の募集ならびにその代理業</p> <p>32. 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p style="padding-left: 40px;">(削 除)</p> <p style="padding-left: 40px;">(削 除)</p> <p style="padding-left: 40px;">(削 除)</p> <p style="padding-left: 40px;">(削 除)</p> <p>(2) 前項各号の事業および前項各号に付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</p>
<p>第3条～第15条 (条文の記載省略)</p>	<p>第3条～第15条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p>
<p>第17条～第41条 (条文の記載省略)</p>	<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第17条～第41条 (条文の記載省略)</p>	<p>第17条～第41条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>
<p>(監査役の実任免除等に関する経過措置)</p>	<p>(監査役の実任免除等に関する経過措置)</p>
<p>平成28年6月開催の第97期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関し、会社法第426条第1項の規定による損害賠償責任の免除および会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による前の定款第37条第1項および同条第2項の定めるところによる。</p>	<p>第1条 平成28年6月開催の第97期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関し、会社法第426条第1項の規定による損害賠償責任の免除および会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による前の定款第37条第1項および同条第2項の定めるところによる。</p>
<p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等新設の効力発生日および同新設に伴う経過措置等)</p>
<p>第2条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則第2条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>	<p>第2条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則第2条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日

2022 年 6 月 22 日 (予定)

- (2) 定款変更の効力発生日

2022 年 6 月 22 日 (予定)

但し、現行定款第 16 条の削除及び変更後定款第 16 条の新設は、変更案附則に掲げた日

以 上